

令和7年3月10日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多賀町長 久保 久良

市町村名 (市町村コード)	多賀町 (254436)
地域名 (地域内農業集落名)	尼子 (多賀)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年2月27日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

現状: 地域内農地 約15haのうち、約6haを集落内耕作者4名、約6haを集落外の認定農業者で耕作している。当集落には、担い手農家や農事組合法人が不在であるため大部分の農地は集落外の認定農業者に耕作を依頼している。農地の保全活動は集落内の耕作者(入り作者含む)と農地所有者で行っている。
課題: 農業者の高齢化が進み、離農者の増加が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・今後、集落内の新規就農者は見込めない状況にある。
- ・集落内の耕作者は高齢化により5年以降順次離農者がでてくることから、集落内外の担い手等へ農地を集積していく予定。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	14.92 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	14.92 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

尼子における農業振興地域内農用地の水田(青地の水田)を地域計画のエリアとする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
継続して集落での話し合いを行い、目標地図の見直しを行うなかで、農地の集積・集約化の取組を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
所有者の貸付意向を配慮しつつ、目標地図に基づいた農地中間管理機構を通じた農地の賃貸を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
集落内農用地の面積の多くは1筆30a～40a。高低差のない圃場は畦畔を外し1筆50a～70a程度とする方向で協議する。 農業用水の引水が困難となっている農用地への新たな水路の敷設を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関と連携・相談し取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
防除作業はJAの支援を受けて取り組んでいきたい。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
⑦世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策に取り組む、農道や水路等を共同活動により保全する。				